

(変更・取消し) 申告書の書き方

納税管理人 (変更・取消し) 申告書・承認申請書 (固定資産税)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三木市長様

申告者 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通1
 氏名 兵庫 太郎
 電話 (078) 〇〇〇 〇〇〇

取消しの申告の場合のみ、現在の納税管理人でもご申告いただけます。
 変更の場合は、必ず所有者が直筆し、申告してください。

取消しの場合は1、
 変更の場合は2を○
 で囲み、必要事項を
 記入してください。

例第61条の規定に基づき、下記のとおり申告します。
 ○ 期分から)

現在 納税管	住所	兵庫県三木市上の丸町1	氏名	三木 次郎	電話番号	
申告 の 区 分	1	納税管理人の取消し 所有者 住所 氏名				
	②	住所	ふりがな	ひょうごけんみきしんがらみちのまるちょう 兵庫県三木市上の丸町10番30号	電話番号	〒673-0492
		氏名	ふりがな	みきはなこ 三木 花子	電話番号 (0794) 〇〇-〇〇〇〇	納税義務者との関係 妹
		個人番号 法人番号				

新しく納税管理人となる方について、ご記入ください。

納税管理人を定める理由 (○を入れてください)

- 1 納税義務者の住所等が三木市外で、納税管理人となる者の住所等が三木市内にある。
- 2 納税義務者、納税管理人ともに、住所等は三木市外であるが、納税管理人となる者が納税の処理について便宜を有している。

承 諾 書

上記のとおり納税管理人となることを承諾しました。

変更の場合は、下の注意事項をよく読み、必ず新しく納税管理人となる方が直筆してください。取消しの場合、記入不要です。

氏名 三木 花子

- <注意>
- 1 納税管理人は、納税義務者が所有しているすべての物件に係る固定資産税の納税に関して管理することになりますのでご注意ください。(例えば、土地、建物をそれぞれ1物件ずつ所有している方が、土地だけについて納税管理人を設定するというような、所有物件の一部についての設定はできません)
 - 2 納税管理人の変更、取消しについては、再度申告が必要です。(変更、取消しの申告がない限り、そのまま継続されますので、十分ご注意ください)
 - 3 納税管理人が設定されますと、納付書や資産明細書、返金に関する書類の発送(滞納処分を除く)等については、納税管理人に対してなされます。

注意事項をよく読んだ上で、ご記入ください。
 ご不明な点は、三木市役所 税務課 資産税係まで
 お問い合わせください。
 電話 (0794) 82-2000 (代表)

受付印

納税管理人（ 変更・取消し ） 申告書・承認申請書（固定資産税）

令和 年 月 日

三 木 市 長 様

申告者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 () -

地方税法第355条及び三木市税条例第61条の規定に基づき、下記のとおり申告します。
(ただし、令和 年度第 期分から)

現 在 の 納税管理人	住 所		
	ふりがな 氏 名		電話番号

申 告 の 区 分	1.	納税管理人の取消し 所有者 住 所 氏 名		
	2. 納 変 税 管 理 人 の 更 分	ふりがな		
		住 所		〒 -
	ふりがな	電 話 番 号 () -	納税義務者との関係	
	氏 名			
	個人番号 法人番号			

納税管理人を定める理由（○を入れてください）

- 1 納税義務者の住所等が三木市外で、納税管理人となる者の住所等が三木市内にある。
- 2 納税義務者、納税管理人ともに、住所等は三木市外であるが、納税管理人となる者が納税の処理について便宜を有している。

承 諾 書

上記のとおり納税管理人となることを承諾しました。

氏名

- <注意>
- 1 納税税管理人は、納税義務者が所有しているすべての物件に係る固定資産税の納税に関して管理することになりますのでご注意ください。（例えば、土地、建物をそれぞれ1物件ずつ所有している方が、土地だけについて納税管理人を設定するというような、所有物件の一部についての設定はできません）
 - 2 納税管理人の変更、取消しについては、再度申告が必要です。（変更、取消しの申告がない限り、そのまま継続されますので、十分にご注意ください）
 - 3 納税管理人が設定されますと、納付書や資産明細書、返金に関する書類の発送（滞納処分を除く）等については、納税管理人に対してなされます。